

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当該休日は、翌日)  
(たる日)

関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

平成二年八月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 氏名   | 登録の記号及び番号 | 登録の年月日    |
|------|-----------|-----------|
| 熊野秀子 | 鳥齒第五六九号   | 平成二年七月十三日 |

## 鳥取県告示第六百七十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

## 鳥取県告示第六百六十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機

平成二年八月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 氏名   | 登録の記号・番号   | 登録の年月日    |
|------|------------|-----------|
| 菅 敏光 | 鳥国医第四、一二四号 | 平成2年六月十八日 |
| 城田欣也 | 鳥国医第四、一二五号 | "         |
| 石村昌彦 | 鳥国医第四、一二六号 | "         |
| 加藤達生 | 鳥国医第四、一二七号 | "         |
| 寺澤光  | 鳥国医第四、一二八号 | "         |
| 真鍋一郎 | 鳥国医第四、一二九号 | "         |
| 九里友和 | 鳥国医第四、一三〇号 | "         |
| 長田泉美 | 鳥国医第四、一三一号 | "         |
| 高田耕吉 | 鳥国医第四、一三二号 | "         |
| 今田雄三 | 鳥国医第四、一三三号 | "         |
| 岡淳夫  | 鳥国医第四、一三四号 | "         |
| 白井博之 | 鳥国医第四、一三五号 | "         |
| 谷口雄司 | 鳥国医第四、一三六号 | "         |
| 中村誠一 | 鳥国医第四、一三七号 | "         |
| 中村嘉伸 | 鳥国医第四、一三八号 | "         |

## 鳥取県告示第六百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業含人地区農道整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成2年8月3日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

## 二 縦覧に供する期間

平成2年8月4日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

|      |            |      |            |
|------|------------|------|------------|
| 田中宣之 | 鳥国医第四、一三九号 | 森本啓介 | 鳥国医第四、一四〇号 |
| 中村耕作 | 鳥国医第四、一四一号 | 市場隆  | 鳥国医第四、一四二号 |
| 中村耕作 | 鳥国医第四、一四一号 | 市場隆  | 鳥国医第四、一四二号 |

- 四 東郷町役場  
異議の申立て  
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。
- 鳥取県告示第六百七十一号  
河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十一年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。  
その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県米子土木事務所に備え置いて縦覧に供する。
- 平成二年八月三日
- 鳥取県知事 西 尾 邑 次
- 一 河川の名称  
斐伊川水系に係る一級河川 加茂川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日  
平成二年八月三日
- 三 廃川敷地等の位置  
米子市美吉字京女郎一九九番三地先から同字二〇〇番五地先まで
- 四 廃川敷地等の種類及び数量

土地（河川管理施設を含む。） 八一・九九平方メートル  
五 河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十八条の規定によりなお効力を有するものとされる河川法（明治二十九年法律第七十一号）第四十四条ただし書の規定により、その廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から三月以内に鳥取県知事に下付の申請をしなければならない。

## 公 告

平成2年7月31日に実施した平成2年度砂利採取業務主任者試験に合格した者は、次のとおりである。

平成2年8月3日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

|         |         |
|---------|---------|
| 岩 村 昭   | 青 木 秀 树 |
| 博 田 篤   | 前 田 譲   |
| 米 村 昌 弘 | 湯 川 繁   |